

障害乳幼児の療育に

応益負担を持ち込ませない会

No. 35

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310

会報

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行:2016年8月6日

目次

- 1P … 金閣寺
- 2P … 新代表あいさつ
- 3-4P … 児童福祉法のあり方に関する意見交換会
- 5P … 改正児童福祉法総則早見表
- 6P … 関係課長会議と課長通知
- 7P … 春の障全協交渉報告
- 8P … 「療育の質」に迫る学習会の案内

金閣寺

宿った命は、誰もがお母さんのおなかの中で大きくなり、時期が来ればオギャーとこの世に誕生し、人としての人生が始まります。ところが、生まれることが叶わない命の存在の多さに愕然とします。新型出生前診断の結果は90%以上の命を、産まれる前に奪ってしまいます。もっと驚くのは羊水検査などで診断が確定する前や結果を知る前に中絶に至る場合もあるとのこと。障害のある子どもたちを安心して産むことができない社会はなんと貧しい社会なのでしょう。

障害があってもなくても子どもは大切、障害がある子どもはたくさんの手立が必要だからもっと大切。だって、私たちがわからないことを、子どもたちはたくさん教えてくれるから。そして私たちの経験と知識を蓄えさせてくれるから。

大切に育てて年齢を重ね、大人になって、仕事をした、たくさん楽しいことを仲間と一緒に活動したり、その人らしい人生を過ごすために様々な場所や時間や活動が用意されます。家庭や作業所、グループホームや入所施設でのくらしがあります。そこにはそれぞれの人生の選択があり、歴史が刻まれていきます。その大切な人生を奪った今回の障害者施設での殺人事件にはことばで表せない不気味さと怒りが沸き起こります。

だからこそ、命の大切さを痛切に感じている私たちの活動の意味は大きいと思います。

事務局長 池添 素

ごあいさつ

情報と想いを共有し、ねばりづよく

新代表・白石正久（龍谷大学社会学部）

暑い夏が続いておりますが、みなさま、いかがお過ごしでしょうか。

昨年亡くなられた茂木俊彦先生（元東京都立大学総長）のあと、代表を務めることになりました白石です。よろしくお願いたします。

まず、7月26日に発生した神奈川県相模原市の知的障害者入所施設での悲惨な事件において、亡くなられた皆さまの「冥福をお祈りするとともに、ご家族に心からのお悔やみを申し上げます。そして負傷された多くの方の一日も早い回復を祈りたいと思います。

事件ははまだ解明の途上にあ

り、詳細を語ることは控えます。しかし、どのような背景がであろうと、障害のある人々、さらに重い障害のある人々を「存在の価値がない」として傷つけることは、けつして許されません。二度とこのようなことが起こらないために、私たちは何を為すべきかを考え合いたいと思います。

施設であろうと学校であろうと、そこで生命が守られてこそ、子どもたちは、安心して通い、生活することができません。しかし、それは私たちの努力のみに依るのではなく、どこに通い、どのような事態が生じようと、安全を守るための必要にして十分な体制と方法が確保される制度・施策が整備される必

要があります。子ども分野でも、定められた条件を満たせば事業への参加ができるようになっていきます。しかし、安全確保のための体制や実践の蓄積は、けつして十分とはいえませんし、現に事故も発生しています。私たちの「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」も、あらためて、このことの大切さを視野に入れた取り組みを行う必要があります。

障害者自立支援法施行以来、契約方式、応益負担、報酬日額制が導入されて10年が経過しました。当初から私たちが指摘してきた問題はますます顕在化しています。この法制度の下で事業に参入された方々も含め、私たちと目的や思

いを共有できる人々にもつと根を広く張って、この取り組みと運動を続けていきたいと思えます。

本紙は簡素な機関紙ですが、必要な情報を可能な限り掲載する努力を続けてきました。ぜひ、すべてに目を通してください。そのうえで、「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」への入会をお待ちしています。ともに頑張りましょう。



児童福祉法のあり方 関係団体と意見交換

副代表・近藤直子

去る七月十六日、全障研全国事務局において、「持ち込ませない会」の主催で、「児童福祉法」のあり方に関して保育・学童保育関係者、研究者などで検討する会を開催しました。

「改正児童福祉法」が五月二十七日、全会一致で可決されたことをご存知でしょうか。今回の改正は、障害児施策に関する「三年後の見直し」とは別で、虐待防止関係での改正ですが、重要なのは一条から三条の「総則」、すなわち法の根幹に関する改正が行われたことです。私が法改正案の上程を知ったのは、フェイスブックに投稿された日本福祉大学卒業生の投稿からです。厚生労働省のホームページで

改正案を確認し、さっそく四月十八日の「持ち込ませない会」事務局会議で問題提起し、今回の「会」の開催準備に入りました。

全会派一致の法改正にも関わらず問題にする理由は三点です。

国民的議論なく

第一点は法の根幹に関する議論が、国民はもとより児童福祉関係者もほとんど知らないところで進められていたという問題です。厚生労働省社会保障審議会児童部会のもとに「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設置され、第一回の会合が開かれたのが、昨年の九月七日です。委員会の構成は虐待問題や児童相

談所の問題に詳しいメンバーになっていますが、こうした委員会が開催されていたことをどれだけの人が知っていたでしょうか。社会福祉関係者の集まる大学に働いている「持ち込ませない会」役員の誰一人知らず、多くの保育関係者も知らないままに、五回の委員会が開催され、三月十日に「報告(提言)」が出され、三月二十九日には国会に上程されているというハイスピードな法改正だということです。「教育基本法」改正の際には大きな議論が巻き起こりましたが、児童福祉の憲法と言える「児童福祉法」の、しかも根幹の考え方の変更が、なんら国民的議論なしに決定されたことの重さを考えざるを得ません。

厚労省のわづらひごもり?

第二に、委員会の「報告」と「報告」直後に出された法案の間に齟齬が見られることです。日程を考

えれば、法案は「報告」前に準備されていたことなるのですが、第一回から第四回の委員会まではほぼ毎月開催されてきましたが、十二月の第四回以降三カ月をおいて第五回委員会が開催されているため、この三カ月間に法案が準備されたのではないかと推察します。なお、十二月に開催された第四回の委員会では、事務方より「塩崎厚労大臣より要請のあった参考人」と説明された弁護士とのヤリングが行われています。その弁護士が参考人として総則部分の改正私案を提示しており、その一部が、委員会「報告」には具体的に触れられていないにも関わらず、改正案に使われているのです。厚生労働省の意図を感じざるを得ません。ちなみにこの参考人招致に関して委員長が遺憾の意を持っておられたことが、委員会議事録から読み取れます。

「子どもが権利主体」とはいわず

第三点は、改正法そのものの問題です。今回の「会」を開催した趣旨は、この「改正法」の問題を検討し深めていく第一歩として意見交換することにあります。総則の第一条は、衆参両院での審議において評価が高かった改正です。詳細は条文を参照してください。「子どもの権利条約」では子どもが権利の主体となっているのですが、そのことが今回初めて規定されました。しかし子どもが権利行使する主体であることの規定が無い、「子どもの権利条約」批准後二十年以上も法改正しなかったことへの反省が無いなどの問題を指摘できません。

問題は二条です。子どもの意見表明と最善の利益の尊重が盛り込まれていますが、それに努めるべきは第一項「すべて国民」で、第二項

で「保護者が」「第一義的責任を負う」とになり、第三項で「国と地方公共団体」の責任が位置づいているのです。そして三条の二で国及び地方公共団体の責務が、新たに細かく規定されました。保護者の第一義的責任は「委員会報告」にはなく、第四回委員会で提示された「私案」において国・都道府県・市町村・国民の責務の後に含まれているのです。そこに隠れた意図も感じています。三条二の「国・地方公共団体の責務」と合わせて精査し、保護者の第一義的責任が「自己責任論」や「自助・共助」を前提とした福祉施策につながらないようにするための検討を、今後関係者で進めていく予定です。次はクリスマス当日に、さらに幅広い方たちと研究会を持つ予定でいます。



児童福祉法改正を検証する学習会

みなさん、今回のニュース、お読みになりましたか？

日本が、子どもの権利条約を批准したのが1994年。22年も経ってやっとのことで、総則に「条約の精神にのっとり」というコトバが書き込まれたのですが…

なんかへん、第2条。

改正前の「国及び地方公共自治体は…責任を負う」というきっぱりしたコトバ、保護者の責任の影に隠れそう。障害のある子どもを育てている保護者に、もっともっと責任をもてというのかしら？

今回の改正は、児童虐待問題など社会的養護について改善されると期待されていますが、総則にちらつく子育ての自己責任論。

児童福祉法2条は改正教育基本法10条と対応しているのだと思います。教育学者や教育関係者に関心をもっていただき、改正の本質、障害児支援への影響、児童福祉法のあり方そのものについて、一緒に学びましょう。

東京で学習会を開催します。ふるってご参加ください

日時 2016年12月25日(日) 午後1時30分から4時30分

場所 保育プラザ (東京都新宿区納戸町26-3)

内容 現在調整中 後日正式なご案内を作り、ホームページに掲載します。



<http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>



改正児童福祉法(2016年6月)の総則部分

新		旧	
第一章 総則		第一章 総則	
第一条	<p>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p>	1 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。	
第二条	<p>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達にに応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p> <p>③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第一章第一節 国及び地方公共団体の責務(新設)</p> <p>(旧法文 変更なし)</p> <p>二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれていた環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>三 市町村(特別区を含む)は、児童は心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。</p>	2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	<p>前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。</p>
第三条	<p>都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。</p>		
	<p>国は、市町村及び都道府県を行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p>		

通所支援の支給日数に上限

2016年3月の関係課長会議と課長通知

副代表・中村尚子

<p>さる3月8日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議では、16年度から実施される障害児支援の変更点3点について説明されました。</p> <p>① 障害児通所支援の質の向上と支給決定上の留意事項</p> <p>② 重症児者の地域生活支援</p> <p>③ 障害児入所施設の移行</p> <p>通所支援の質の向上にかかわる通知(障害発 0307 第1号)がすでに出されていますので、4月からすでに影響が出ています。同通知は、「総合支援法見直し」議論をしていた社会保障審議会障害者部会で、放課後等デイサービスにおいて「本人にとって適切な支援がされていない」という指摘があったことなどが背景となっています。</p> <p>通知は、放課後デイについて昨年4</p>	<p>月に出された「ガイドライン」の徹底のために、自己評価表等を公表するなどとしています。</p> <p>支給日数に関わる部分は、以下のようになります。</p> <p>「平成28年4月1日以降分の障害児通所給付」では、「健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点」から、①家族の就労支援や一時的な休息を目的とする場合は日中一時支援を利用する、②利用日数は原則として月日数から8日をマイナスしたに数を上限とする、③保育所、放課後学童クラブ等の一般施策(併行利用を含む)の利用を促進するため</p> <p>に保育所等訪問事業等を活用する。</p> <p>放課後デイに限定したものではありません。</p> <p>「障害児通所支援の質の向上」と</p>	<p>なっていますから、児童発達支援関係にも向けられているとみる必要があるでしょう。子どもの発達にとって必要な支援という視点は私たちが一貫して強調してきたことです。</p> <p>しかし、日数を制限したり、問題に乗じて「一般施策」に誘導したりするのでは、ほんとうの意味での「質の向上」にはつながらないと思います。児童発達の支援計画をしっかりと練って、これに従った支給としていくことが求められます。</p> <p>みなさんの地域の支給決定に変化はありましたか。支援計画案—支給決定—支援計画の一連のなかで、子どもと保護者のねがいにそった相談のありかたについて、もっともっと交流していきましょう。</p>
--	---	--



2016・4 春の障全協交渉

子どもを中心にした支援ができる制度を

全障研・安藤史郎

障害児支援に係る要望には、大阪、京都、愛知、東京、埼玉から、保護者や児童発達支援、放課後等

デイサービス職員、相談支援専門員など8名の参加がありました。

今回の要望では、母子保健の入り口から、放課後の支援まで、子どもへの発達のな支援と保護者支援の大切さが訴えられました。

乳幼児健診では、転居する家族もいるなかで、情報の引き継ぎがうまくいっておらず、必要な支援が受けられていない状況が出されました。また、健診を受けていない（未受診）の親子のなかには、育てづらさや障害を抱えているケースも隠れています。受診率を高める、早い段階での気づき、機関間の連携を徹底するなど、ていねいな

支援ができるよう改善を求めました。

保育の新制度におけるポイント制は、「親が働いていないと保育園に入れない」制度になっています。

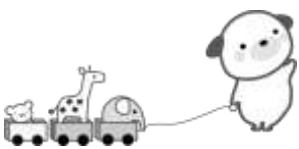
ポイント制の導入に対して、そもそも障害のある子どものお母さんはなかなか働ける状況にないこと、今までは保育園に入れていた子が入れなくなり、共働きの収入がある家庭が保育園に入れるようになっていくという問題が挙げられました。これについて、担当者は、就労していなければ「家庭での保育が基本」と応えました。しかし、子ども、とりわけ障害のある子の成長・発達において、保育園でのていねいな関わり、集団での生活は大切です。また、保護者にとっても、相談

できる場、人が広がります。就労に対する支援だけではなく、子どもにとってどういった集団、環境が必要なのか、発達上の必要性から保育の問題を考えていかななくてはなりません。

相談支援の制度については、「大人の相談支援を想定した制度設計になっており、子どもの特徴を捉えていない」という制度設計に対する根本的な指摘がありました。あわせて、放課後等デイサービスについても「事業所が年間1000カ所増えている。悪貨が良貨を駆逐する現状」「毎日行く場所がちがう。子どもにとっての生活がそれぞれいいのか」など、子どもを金儲けの対象にしていると言わざるを得ない現状が出されました。それに対して、放課後等デイサービスについては、軽度の障害児向けの事業所が飽和状態。重度の障害児向けの事業所が少ないことを挙げ「軽度のところは指定しないなどと言っ

たことも考えられる」との係官の発言もありました。報酬については、「財務局とのきびしいやりとり」があると、今後事業所が増えていくなかで報酬に対しては財政面で厳しい状況が明かされ、質の高い実践を保障する事業所のある方方を考えられるのが議論されました。

乳幼児期、学童期の支援では、子どもへの発達のな支援とあわせて、気持ち揺れることの多い保護者への支援も欠かせません。保護者が変われば子どもも変わります。子どもの時期にふさわしい親子支援のあり方を今後も訴えていかないとけません。





障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会主催

「療育の質」に迫る学習講演会

障害児の福祉が障害者自立支援法制の下で再編され、療育に通うことに1割の利用料が発生する応益負担の仕組みが導入されて10年がたちます。障害があるから通う療育に応益負担を持ち込ませることに反対し、「どこに生まれても、必要なときに安心して療育を受けたい」との私たちのねがいを発信し、応益負担をなくしてほしいと、厚生労働省に粘り強く要望してきた10年でもありました。

この制度の問題点は、費用負担だけではありません。「療育」の名のもとに金儲けに走る企業を生み、行動変容だけを求めることこそが「療育」であるかのような事業があちこちに見られるようになりました。療育は「習い事」でも「座れるようになる訓練」でもありません。一見キラキラした宣伝は、保護者の子どもにとって適切な事業所選びを難しくさせています。相談支援のあり方が問われる事態でもあります。

これまでの10年を振り返り、ほんものの療育を広げていくために、ともに学びましょう。また各地の情報交換もしましょう。

誘い合わせて、各地からのご参加お待ちしております。

日時 2016年10月2日(日)13時受付 13時30分開始 16時30分終了

場所 立命館大学朱雀キャンパス多目的室

内容

開会のあいさつと情勢報告 中村尚子（持ち込ませない会副代表）

「子どもらしい暮らしと育ちを保障するために 保育と療育を考える」
近藤直子（持ち込ませない会副代表）

「子育てを支える仕組みと相談支援を考える」
池添 素（持ち込ませない会事務局長）

各地からの報告

閉会のあいさつ 終了



※参加費無料、事前申し込み不要



事務局連絡先 Mail:rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp / FAX:075-465-4151
担当 池添まで